株式会社ディ・アイ・システム　定款

第１章　　総　　則

（商　号）
第１条　当会社は、株式会社ディ・アイ・システムと称し、英文では、Ｄ．Ｉ．Ｓｙｓｔｅｍ Ｃｏ．，　Ｌｔｄ．と表示する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．コンピュータシステムの開発
２．コンピュータシステムの販売、リース
３．コンピュータシステム及び情報通信システムの管理・運用
４．コンピュータ及び周辺機器の製造、販売、リース、保守
５．コンピュータ及び周辺機器の付属品、部品、消耗品の製造及び販売
６．コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版及び教育、訓練業務
７．コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行
８．電気電信工事及び電気工事の施工、設計、管理並びに請負
９．情報セキュリティに関する事業
１０．広告宣伝の情報媒体の販売
１１．広告、宣伝に関する企画、製作、広告代理業及び請負
１２．労働者派遣事業
１３．経営コンサルタント業
１４．前各号に付帯する一切の事業

（本店所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、９４４万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株　主　総　会

（招　集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役会の決議により、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及びその他会社法施行規則第７２条第３項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をする。

第 ４ 章　取締役及び取締役会

（員　数）

第１９条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。

２　当社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）
第２０条　取締役は、株主総会において選任する。
２　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
３　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
４　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（解任方法）
第２１条　取締役は、株主総会において解任する。
２　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（任　期）
第２２条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２３条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２４条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２５条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第２６条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第２７条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第２８条　取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名または名称その他会社法施行規則第１０１条第３項で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役が署名もしくは記名押印または電子署名をする。

（重要な業務執行の決定の委任）
第２９条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）
第３０条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第３１条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第３２条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第３３条　当会社は、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第３４条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）
第３５条　監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）
第３６条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　計　算

（事業年度）
第３７条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第３８条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

（中間配当）
第３９条　当会社は、取締役会の決議により、毎年３月３１日を基準日として、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）
第４０条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２．未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

１．２０２３年１２月開催の第２７期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

２．２０２３年１２月開催の第２７期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償を限定する契約については、なお従前の例による。

（本店の所在地の変更に関する経過措置）

１．定款第３条（本店の所在地）の変更は、２０２５年に開催される第２９期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。

（２０２４年１２月２４日改定）